

議第 88 号

高山市個人情報保護審査会条例について

高山市個人情報保護審査会条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い制定しようとする。

高山市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高山市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、高山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 高山市個人情報保護法施行条例（令和4年高山市条例第 号）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、処分庁の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
- 7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(建議等)

第3条 審査会は、前条第1項に規定する調査審議を行うほか、個人情報保護制度の総合的な推進に関し必要な事項について、市長に報告し、又は建議することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止された高山市個人情報保護条例(平成12年高山市条例第15号。以下「旧条例」という。)第26条第1項の規定により設置された高山市個人情報保護審査会の委員である者は、施行日において、第2条第4項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第25条第2項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。